

沼津市部活動地域移行取組方針（案）

－ 新たな地域クラブ活動「ヌマカツ」の推進 －

令和 6 年 月

沼津市教育委員会

はじめに

中学校の部活動は、生徒のスポーツや文化・芸術に親しむ機会を確保し、生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じて、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するとともに、自主性の育成にも寄与するものとして、大きな役割を担っている。また、これまでも部活動は、教員による参加生徒の多面的理解や生徒の問題行動の発生抑制など、生徒指導の面においても、大きな意義があり、生徒の活躍や成長を保護者とも共有することで学校の教育活動への信頼を高めることや、学校や地域の一体感、愛校心の醸成にも大きく貢献している。

一方で、現在、多くの地域において、少子化の進展により生徒数及び教職員数が減少し、それに伴う学校の小規模化で学校の部活動を削減せざるを得ず、このままの形を持続することは難しいという危機感が共有されてきている。また、社会全体で働き方改革が進められている中、学校教職員の働き方改革を進めていかなければならない。さらに、教職員の中には、経験の無い部活動を担当しなければならず、日常的な指導や審判を含む大会運営に苦慮する者が増加している現状や、自身が中学生の時、そもそも部活動に在籍したことが無く運営に悩む者が見られるなどの状況もある。

国において、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和元年法律第72号）の附帯決議にて、部活動を学校単位から地域単位の取組とすることの検討及び早期の実現が求められた。このことを受け、令和2年9月、文部科学省は学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の方針を示し、令和3年度より、部活動の地域移行に関する実践研究を実施している。また、スポーツ庁と文化庁は令和4年にまとめられた部活動の地域移行に関する提言を受け、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定した。この新ガイドラインでは、令和5年から7年を改革推進期間と位置づけ、各地域の実態に合わせて、まずは休日の部活動の地域移行を推進するとしている。

県においても、令和5年2月に「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等に関する方針」が策定され、市町と連携した取組の方針が示された。

こうした国・県の動きを受け、沼津市も対応が求められており、令和3年度から学校関係者による協議に着手し、全校での任意加入や平日活動時間の統一などを決めたほか、令和5年度には幅広い関係者で組織した「沼津市部活動改革検討協議会」を設けるなど本格的な検討・協議を開始したが、地域移行の実現には多くの課題があり、行政のみならず地域総がかりで長年に及ぶ取組が必要になると見込まれる。

このため、まずは本取組方針を策定・公表することで、関係者への周知・浸透及び意識改革を図り、学校部活動に代わる新たな活動環境を、各々の立場で考え、動き出し、創り出す第一歩とするものである。

本方針の位置づけ

対象は、沼津市立中学校における学校部活動とする。

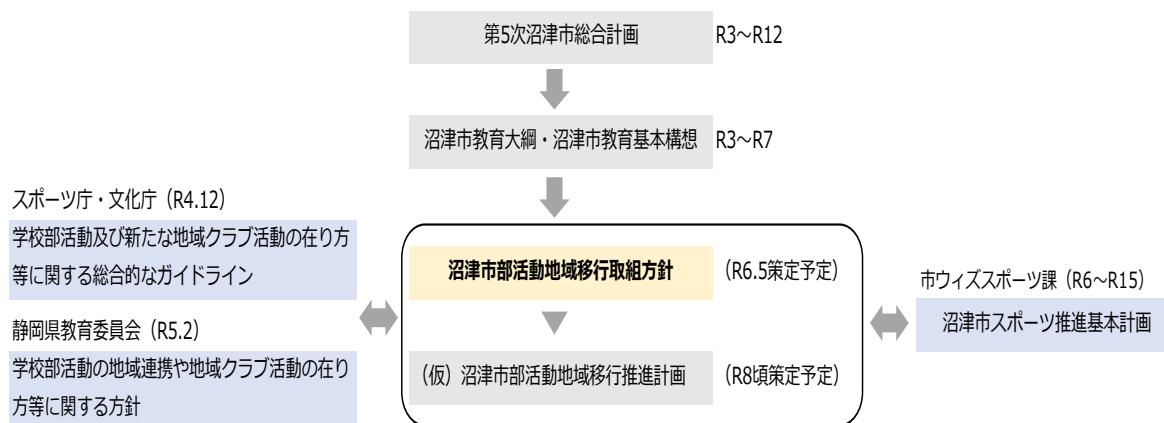
部活動の地域移行には、様々な立場の者・団体等が関係することが見込まれ、既に受け皿として準備・始動する団体等も見られる。

一方、中体連などの大会参加の在り方、学習指導要領や高校進学時の評価の扱いなど、市単独で決められず、当分の間、動向を注視しながら対応すべき事項もあることを踏まえ、沼津市における地域移行の大きな方向性を示すものとして本方針を策定する。

その後、2～3年後を目処に、実証事業を踏まえ具体的な取組内容を明らかにした推進計画の策定を見込む。

方針等の策定や今後の取組にあたっては、スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月策定）及び静岡県教育委員会「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等に関する方針」（令和5年2月策定）を参考とするほか、本市の総合計画、教育大綱及び教育基本構想、スポーツ推進基本計画などの上位・関連計画や令和5年度から実施する実証事業、沼津市部活動改革検討協議会からの意見などを踏まえつつ柔軟に対応するものとする。

<上位・関連計画との関係>



<本方針の策定経緯>

沼津市部活動改革検討協議会（R5.7 設置）

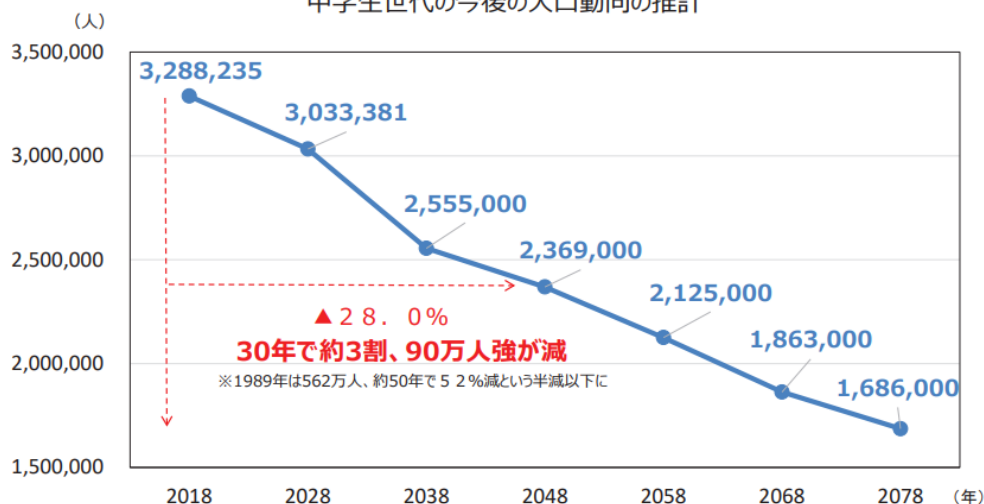
- ・ 構成委員 学識経験者、社会教育委員、スポーツ・文化芸術活動団体、学校・保護者・自治会の代表者、公募市民など 計 12 人
- ・ 会議開催 令和 5 年 7 月～令和 6 年 2 月 計 5 回
- ・ パブコメ 令和 6 年 3～4 月（予定）
- ・ 策定公表 令和 6 年 5 月（予定）

取組の背景

少子化・人口減少の加速化

- 学校数の減少、それ以上に進む少子化で**生徒数/学校はさらに小さくなる**中、部活動は持続困難。

中学生世代の今後の人口動向の推計



中学生世代の人口数は4月1日時点において12～14歳の者の数
厚生労働省作成「人口動態統計」月報（2017年5月）」により算出するとともに、将来の出生者数について、国立社会保障・人口政策研究所作成「日本の将来推計人口（平成29年推計）詳細結果表」の「1. 出生中位（死亡中位）推計」を基に算出。

教師の部活動に係る勤務状況（中学校）

- 中学校教諭が**土日に部活動・クラブ活動に関わる時間は、10年前に比べて約2倍**で負担がより増加。

中学校教諭の1日当たりの学内勤務時間（持ち帰り時間は含まない。）の内訳

	平日			休日		
	平成18年度	平成28年度	増減	平成18年度	平成28年度	増減
全 体	11:00	11:32	+0:32	1:33	3:22	+1:49
a 朝の業務	0:34	0:37	+0:03	0:00	0:01	+0:01
b 授業	3:11	3:26	+0:15	0:00	0:03	+0:03
c 授業準備	1:11	1:26	+0:15	0:05	0:13	+0:08
d 学習指導	0:05	0:09	+0:04	0:00	0:01	+0:01
e 成績処理	0:25	0:38	+0:13	0:03	0:13	+0:10
f 生徒指導（集団）	1:06	1:02	-0:04	0:00	0:01	+0:01
g 生徒指導（個別）	0:22	0:18	-0:04	0:00	0:01	+0:01
h 部活動・クラブ活動	0:34	0:41	+0:07	1:06	2:09	+1:03
i 児童会・生徒会指導	0:06	0:06	±0:00	0:00	0:00	±0:00
j 学校行事	0:53	0:27	-0:26	0:02	0:11	+0:09
k 学年・学級経営	0:27	0:37	+0:10	0:01	0:04	+0:03
l 学校経営	0:18	0:21	+0:03	0:01	0:03	+0:02
m 会議・打合せ	0:29	0:25	-0:04	0:00	0:00	±0:00
n 事務・報告書作成	0:19	0:19	±0:00	0:02	0:02	±0:00
o 校内研修	0:04	0:06	+0:02	0:00	0:00	±0:00
p 保護者・PTA対応	0:10	0:10	±0:00	0:02	0:03	+0:01
q 地域対応	0:01	0:01	±0:00	0:01	0:01	±0:00
r 行政・関係団体対応	0:01	0:01	±0:00	0:00	0:00	±0:00
s 校務としての研修	0:11	0:12	+0:01	0:00	0:01	+0:01
t 会議・打合せ（校外）	0:08	0:07	-0:01	0:00	0:01	+0:01
u その他の校務	0:17	0:09	-0:08	0:03	0:04	+0:01

※勤務時間については、小数点以下を切り捨てて表示。

※平成18年度は、第5期（H18.10.23～11.19）の集計結果と比較。平成18年度は、「週休日」のデータで比較。

※平成18年度は、第5期（H18.10.23～11.19）の集計結果と比較。平成18年度は、「週休日」のデータで比較。

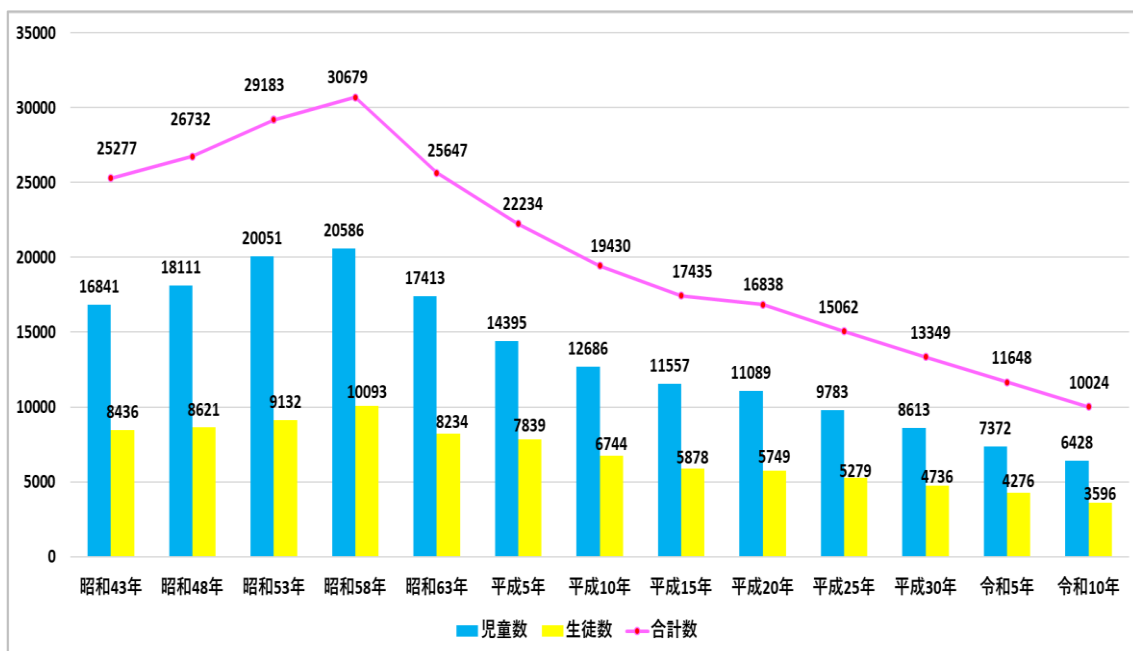
※「教諭」について、平成28年度調査では、主幹教諭・指導教諭を含む。（主幹教諭・指導教諭は、平成20年4月より制度化されたため、18年度調査では存在しない。）

（出典）文部科学省初等中等教育局「教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（確定値）」を基に入力ツールにおいて作成

【出典】スポーツ庁運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（参考資料）

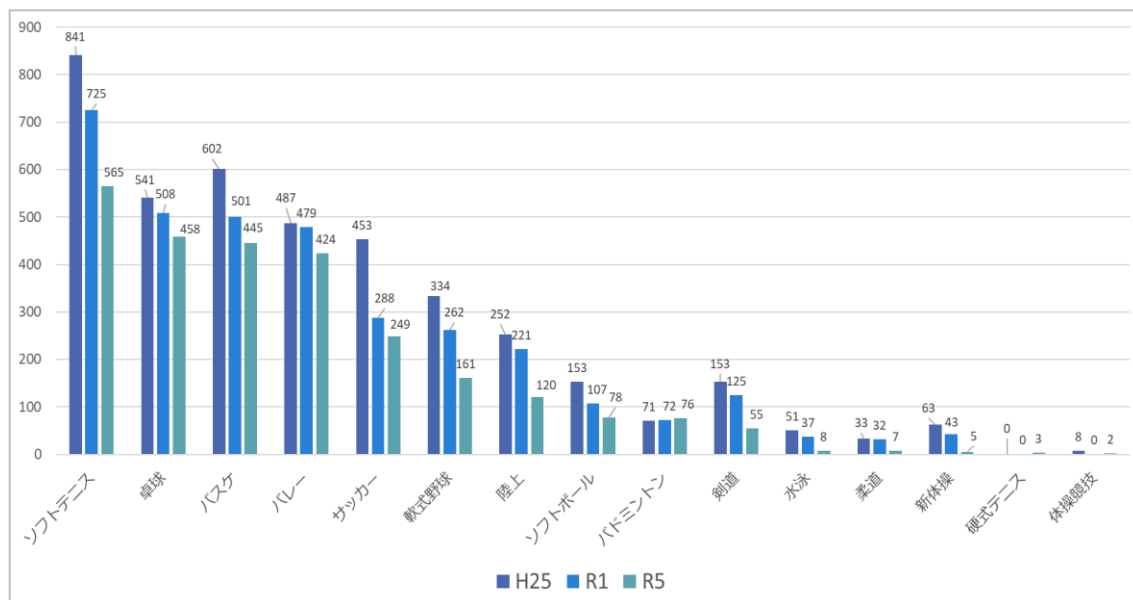
本市の部活動を取り巻く状況

＜沼津市の児童生徒数の推移＞



昭和57年をピークに児童生徒数は減少しており、令和10年には令和5年に比べて児童数約1,000人、生徒数約700人の減少が見込まれている。

＜種目別の部員数の推移（運動部のみ）＞



どの種目も部員数は年々減少しており、学校部活動へは所属せず民間クラブに所属するケースも増えてきている。

地域移行後の将来像

<目指す姿>

- 少子化の中でも子供の「やりたい」を叶えられる新たな体制整備
- 学校部活動が果たしてきた人間性・社会性等の醸成、責任感・連帯感の涵養、体力向上や健康増進、文化的感性の獲得といった教育的効果や居場所としての役割を継承した環境づくり
- 地域の人的・物的資源を総動員し支える仕組み構築（教員多忙化の解消）
- スポーツ・文化芸術活動の普及、生涯スポーツ・活動の促進、コミュニティ再生による地域の活性化



<基本方針>

子供が希望する活動や体験、学びの機会を維持・充実させた新たな環境を地域総がかりで実現

部活動が学校から切り離されても、子供たちの活動環境を維持するために、競技団体、民間クラブ、教員、保護者、コミュニティ、企業などあらゆる主体が連携・協力し、新たな環境を構築する。

<新たな活動の名称・活動イメージ>

地域クラブ活動@沼津 通称「ヌマカツ」

活動イメージ	平日	休日
競技志向 	民間(地域)クラブ ← 同一种目 →	民間(地域)クラブ ← 同一种目 →
生涯志向 (エンジョイ) 	地域クラブ・協会・団体 (通学学校単位) ← 同一种目 複数種目 →	協会・団体・地域クラブ (エリア(合同)・セントラル) ← 同一种目 複数種目 →

【競技志向】平日・休日ともに民間(地域)クラブ活動、夜の活動もあり
【生涯志向】平日は学校単位で活動、基本は夕方/休日はエリア(合同)又はセントラルで活動

※エリアとは市内をエリア分割した複数校による合同活動
※セントラルとは市内1か所での合同活動

主な特徴

- 「競技志向」と「生涯志向」に区別した対応
- (生涯志向での)「平日活動」と「休日活動」の分離
- (生涯志向での) シーズンや曜日を分けた「複数種目」活動の推進
- スポーツ活動と文化芸術活動の掛け持ちも可能

<成果目標>

現在の活動者数 88% ▶▶▶ 地域クラブ活動と他の活動をあわせて 90%以上 (地域クラブ活動で 60%以上 が活動継続)

※推進計画策定時に再度精査・設定

令和4年7月に市が実施した生徒アンケート調査による学校部活動の加入率は88%であった。

学校部活動が地域クラブ活動に移行されることで、様々な活動形態が生まれることが想定される。学校以外の何かしらの活動に参加する割合を、現状よりも増やすことを目指し、地域クラブ等による活動者数を90%以上とすることを目標に掲げる。

なお、地域クラブ活動では私立中学校の生徒の参加も見込まれるため、市内在住の生徒を対象とした取組を想定する。

実施体制と手順

- ・ 国や県の方針、他都市の動向を踏まえつつ、中体連など変更が予定される大会の在り方等にも対応する必要があるため、当面は実証事業を通じて課題と可能性の検証・確認を行い、詳細な計画は後年度（R8年度目標）に策定する。
- ・ 競技種目ごと、各協会・団体と学校顧問が検討する場を設け、移行の進め方や在り方等を協議し、方針（エリア(合同)・セントラル等）を決定する。

【競技志向】

- ・ 競技志向の子供の受け皿として、民間（地域）クラブや総合型地域スポーツクラブ等の創設・組成を支援していく。
- ・ また、各クラブ等の特徴や情報が子供たちに伝わり、選択できる仕組みを構築していく。

【生涯志向／休日移行】

- ・ まずは休日の移行から取り組むが、方式はエリア（合同）・セントラルを見込み、各種目の協会・団体等を中心に受け皿の候補をリストアップしていく。
- ・ エリア（合同）設定にあたっては、活動人数や移動距離、先行して取り組みを進めるアスルクラロスポーツクラブや市 PTA 連絡協議会の設定等を考慮していく。

【生涯志向／平日移行】

- ・ 平日の移行は、子供たちの居場所の確保や、保護者負担を考慮し、学校単位での活動を見込み、従来の部活動に捉われない多様な活動が期待されることから、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）や地域学校協働本部等での協議・取組展開を喚起していく。（新たな種目の設定も考慮する）
- ・ 前記取組を、部活動コーディネーターがサポート・調整役となり推進して

いく。

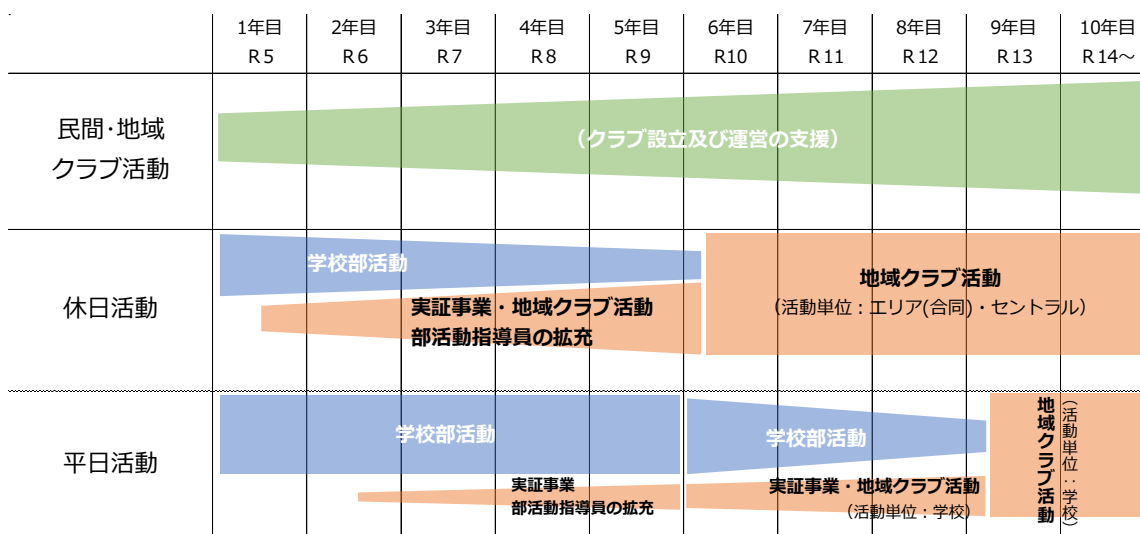
- ・ 実証事業を通じた検証作業（トライ＆エラー）と関係者（学校・指導団体・地域）の意識改革を図っていく。
- ・ 実証事業とあわせて部活動指導員の増員による地域連携も推進し、学校教職員からの部活動の切り離しを進めていく。
- ・ リーフレット発行や HP 掲載等により積極的に情報を発信していく。

地域移行スケジュール

国のガイドラインに則り、沼津市においては、休日活動から段階的に地域移行を進め、休日及び平日における地域移行（学校部活動の廃止）の目標年度は、次のとおりとする。

休日活動 ▶▶▶ 令和 10 年度（夏）

平日活動 ▶▶▶ 令和 13 年度（夏）



※参考（県内他市町の状況（策定時点の市調査））

休日移行・・・R8 掛川市・静岡市・吉田町・富士宮市／R9 島田市／R13 磐田市

平日移行・・・R8 掛川市／R12 静岡市／R13 磐田市

- ・ 学校から部活動を切り離す目標年度を示すことで、受け皿の候補となる関係者・団体の具体的な検討・準備・始動を喚起する。
- ・ 休日移行を先行させるため、休日と平日活動で指導者や活動メンバーが異なることが想定される。休日活動の完全移行となる令和 10 年度時点には、平日活動も含め、地域クラブが主体となった活動への移行を目指す。

今後の課題と取組の方向性

① マネジメントする主体と体制

- ・ 地域移行後に地域クラブ活動の全体を総括・管理監督等する事務局機能が必要と考える。(参考：かけがわ地域クラブ(掛川市))
- ・ 他都市事例では市(行政)が担うケースもあるが、本市には多くの活動団体が存在することを踏まえ、市以外に事務局機能を有した体制づくりを目指し、市が運営等を側面的に支援する仕組みが望ましい。
- ・ マネジメント主体を担う機能として、「クラブ等の団体の認証」「指導者の研修・管理・紹介」「保険料の納付や請求手続き等の一括管理」「源泉徴収事務などの代行支援」「学校を含む施設等の一体管理」などを想定する。
- ・ 全体を総括する事務局機能を設定した場合、その下に、エリアごとの事務局機能を設定する必要性を考慮する。

② 指導者の確保

- ・ 教員の兼職兼業はもとより、行政や企業等の人材の登用も促進することが望ましい。
- ・ 中学生を指導対象としてこなかった少年団や民間クラブ、スポーツ推進委員等に加え、リタイア世代、大学生や高校生等を指導者として育成していくことが望ましい。
 - ▶▶▶ 指導者養成研修講座の開講
(自前で構築、外部講座を活用 など)
- ・ 指導者バンクは、県の役割とされているが、市独自の構築の必要性も考慮する。

<参考> ウィズスポーツ課の現行制度(人材の登録・紹介)

- ① 「中学校部活動外部指導ボランティア」制度(R4.4~)
 - ・ 指導者を掘起しリスト化し、学校ニーズに応じて紹介する仕組みを試行実施
 - ・ 12人が登録するも、マッチングに至らず
 - 【原因】 種目ミスマッチ、周知不足、謝金無
- ② 「スポーツ指導者バンク」制度
 - ・ 自主的にスポーツを通じた健康づくり活動に取り組む団体等に指導者を紹介
 - ・ 65人登録

- ・ 移行期間中の休日と平日で異なる指導者間の連絡体制の構築を考慮する。

③ 受け皿となる団体の育成

- ・ 教員や保護者等の動きを把握し、積極的な団体組成の支援に配慮する。
- ・ 団体化の際に課題となる「団体設立の規約作成」「保険料の納付や請求手続き」「源泉徴収事務」「学校を含む施設等の予約」等を事務局機能で支援し、指導に専念できる環境を整えることで、団体組成を後押しできることが望ましい。
- ・ 指導したい教員等を受け入れるクラブや団体等の把握、紹介に配慮する。
- ・ アスルクラロとの連携・協力により、総合型地域スポーツクラブの組成を促進することが望ましい。
- ・ 高校が多い地域特性を生かし高校の活用・連携を視野に入れる。

④ 会費と保険

- ・ 民間や地域クラブ活動に移行することで、保護者には一定の会費負担が求められる。
- ・ 会費の重負担とクラブ・団体の持続性を踏まえ、バランスの取れた設定を考慮していく。
- ・ 全世帯への会費支援は行わず、困窮世帯に対する支援、また上位大会の進出で遠征費負担がかかる場合への支援策等に配慮する。
- ・ 支援財源として、国・県による支援、学校施設使用の有料化など、様々な財源確保に向けて調査していく。
- ・ 保険は生徒及び指導者が安心・安全に活動できるよう全員加入を原則とすることが望ましい。
- ・ 各活動団体での保険加入が原則となるが、地域移行に係る地域クラブ活動を集約化することで、年 1 回の保険料負担で済む軽減策の構築も考慮する必要がある。

⑤ 活動場所の確保

- ・ 学校施設を最大限活用するため、学校施設開放の運用見直しを視野に入れる必要がある。
- ・ 学校関係者以外が学校施設を使用する頻度が高まることを想定し、諸室配置やセキュリティ対策などの対策を考慮する必要がある。
- ・ 公共施設（スポーツ施設や文化施設）においては、「予約」及び「減免」の扱いについて整理が必要となる。
- ・ 公共施設だけでなく使用可能な民間所有施設の情報収集・把握を視野に入れる必要がある。
- ・ 活動できる様々な場所の情報を集約・一元化し、紹介・予約等が可能なシステム構築を考慮する必要がある。

⑥ 用具・備品の使用と管理

- ・ 用具・備品の扱いについて、地域移行する際、別途用意することが困難なケースや二重となるケースの対応を考慮する必要がある。
- ・ 高額な備品等を使用・借用する場合、破損した時の対応について考慮する必要がある。
- ・ 学校所有ではなく、各部所有の備品等も存在するため、その扱いについても考慮する必要がある。
- ・ 民間・地域クラブ活動が特定の学校施設で活動する場合、備品等の保管需要が発生するため、保管場所や方法等の扱いについて考慮する必要がある。

⑦ 大会の在り方・精選

- ・ 中体連等では、令和 5 年度から民間クラブの大会参加が一部容認され、段階的に拡大されていく見通しが示されている。
- ・ 移行期間中は、中体連等の参加基準見直しの状況を見極めながら、参加チー

ムの編成について考慮する必要がある。

- ・ 競技志向の民間クラブと生涯志向の地域クラブ間のレベル差が生まれることとなり、大会の在り方の動向を注視する必要がある。
- ・ 生涯志向の活動推進を見込む中、上位大会に繋がらない、市内大会レベルの大会の在り方にも配慮する（文化的活動も同様）。
- ・ これまで学校部活動の大会運営の主体は、学校教員が担うケースが多く、移行後の大会開催に向けては代替の人員確保が課題となる。

⑧ エリア(合同)の設定

- ・ 地域移行後の休日活動は、各種目によって「エリア(合同)」又は「セントラル」での活動が望ましい。
- ・ 生徒の移動を考慮したエリア設定が必要であるが、種目により活動人数等も異なるため、実証事業を展開することで、エリアの在り方を考慮していく。
- ・ 休日移行後における大会への出場チームは、大会の変化を注視しつつ、設定したエリア単位での編成を基本としていくことが望ましい。
- ・ エリア(合同)を設定する場合には、先行して取組を進めるアスルクラロススポーツクラブや市 PTA 連絡協議会の枠組みを参考とする。

(参考) アスルクラロススポーツクラブにおける市内エリア分け (4 分割)

【西部エリア】 原・浮島・愛鷹・今沢

【北東部エリア】 金岡・門池・大岡

【中央部エリア】 第一・第二・第四・第五・片浜・中等部

【南部エリア】 第三・静浦・大平・長井崎・戸田

⑨ その他

- ・ 生徒の移動方法として、保護者の送迎に頼らない手法(自転車やバスの使用)について考慮する必要がある。
- ・ 地域クラブの指導者と子供・保護者、指導者と学校・顧問との円滑な連絡手段について考慮する必要がある。
- ・ 学習指導要領上の扱いや高校進学時の地域クラブ活動の評価の在り方の変化を注視しつつ、子供の活動促進につながる仕掛けに配慮する。
- ・ 市立沼津高校中等部は中高一貫校としての特色を生かした地域移行の形を検討する必要がある。
- ・ 移行過程の子供たちに不安や混乱を生じることがないように配慮する。